○中部地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年二月十日

中部地方整備局長　富田　英治

その関係図面は、平成二十二年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	名古屋市港区春田野三丁目一〇四番一から同市港区西蟹田一〇八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月十日

○中国地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月十日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　下関都市計画道路事業三・三・九号長府綾羅木線

三　事業施行期間　自平成二十二年二月十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山口県下関市大字勝谷字金子、秋根上町二丁目、秋根上町三丁目、秋根東町及び秋根南町二丁目地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十日

四国地方整備局長　足立　敏之

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　百九十二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
四国中央市川滝町下山字道ノ下八三四番三から同市川滝町下山字川表八〇五番一まで	前	一二・〇七～一六・三九メートル	
	後	一二・七六～一七・六一メートル	
		〇〇・一二六キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

二㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　五十五号及び四百九十三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
安芸市下山字大ツンバイ四九八番一から同市下山字高見一四六一番八まで	前	一〇・三四～四一・二五メートル	
	B 前	九・八九～七〇・〇八	
	後	一〇・三四～四一・二五	
	B 後	九・八九～七二・〇三	
		二・〇九六キロメートル	
	B	一・九三九	
		二・〇九六	
		一・九三九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

三㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三十三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
高知県高岡郡佐川町加茂字竹ノ倉南ノ路四五七四番一から同町加茂字南西原四五七一番一まで	前	一四・一四～二一・五一メートル	
	後	一四・八三～五五・八八	
		〇〇・〇五六キロメートル	
高知県高岡郡佐川町加茂字立道四五三九番一から同町加茂字倉淵四五〇九番一まで	前	二五・八二～二六・五五メートル	
	後	二五・八二～五九・六五	
		〇〇・〇三八キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	西条市丹原町寺尾甲四八番二地先から同市丹原町寺尾甲一三七番二地先まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月十日

○九州地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十日

九州地方整備局長　岡本　博

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　五十七号及び二百五十一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
諫早市森山町田尻字潟揚一八六五番一から同市森山町田尻字東九平次一六一六番一〇まで	前	一〇・八〇～一六・九〇メートル	
	A 前	〇・五八九キロメートル	
	後	一〇・八〇～一六・九〇メートル	
	B 後	〇・五八九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

二㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
諫早市森山町田尻字東九平次一六一六番一〇から同市森山町田尻字東九平次一六一六番一まで	前	一〇・〇〇～一〇・六〇メートル
	後	一二・二〇～一二・八〇
		〇〇・一〇七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

三㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
小城市三日月町樋口字五条一四二〇番地内	前	九・二五～二〇・四〇メートル
	後	九・八〇～二〇・四〇
		〇〇・〇三一キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所